

令和7年4月11日

訓練受講者による生産性向上支援訓練の撮影、録音及び録画の禁止について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部
岩手支部岩手職業能力開発促進センター

平素は生産性向上支援訓練の運営について、ご協力いただきありがとうございます。

さて、生産性向上支援訓練を含む職業訓練の実施において、無断での撮影等（撮影、録音及び録画）の事象が発生した場合、著作権や肖像権の侵害等、極めて重大な事態に発展することが懸念されることから、当機構（当センター）で実施する生産性向上支援訓練において、下記のとおり取扱うこととしますので通知いたします。

各実施機関におかれましては、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

<撮影等の取扱いについて>

- ・訓練受講者（事業主等を含む。以下同じ。）から撮影等の申し出があった場合、原則として許可しない。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づく合理的配慮等により撮影等が必要な場合は、事前に当センター職員の許可を得ること。

<生産性向上支援訓練受託実施機関への依頼内容について>

- ・訓練開始時において、訓練受講者に対して訓練の撮影等を禁止する旨を説明してください。
- ・訓練開始時等において訓練受講者から撮影等の申し出があった場合、速やかに当センターへご連絡ください。

<撮影等の取扱いに係る当センターの対応について>

- ・オープンコースリーフレットの注意事項欄において、撮影等を禁止する一文を掲載しています。（5月及び6月開講分を除く）
- ・当センターHP及び当該HPに掲載している受講申込書において、撮影等を禁止する一文を掲載する予定（4月中）です。
- ・訓練実施決定時（訓練開講2週間前を目途）の訓練受講者への受講案内の際に、撮影等を禁止する旨を通知しています。（今年度開講分より順次実施）

ご不明な点等ございましたらお問い合わせください。

引き続き生産性向上支援訓練へのご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。